

五霞町物価高騰臨時交付金 住民税非課税世帯・こども加算のご案内

支給対象と支給額

基準日**令和6年12月13日**において町の住民基本台帳に記録されている方

- ①令和6年度住民税非課税世帯 一世帯当たり **3万円**
- ②こども加算 上記の給付対象者と同一世帯の18歳以下のこども1人当たり **2万円**

【対象とならない世帯】・住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯
・令和6年1月1日時点で日本国内に住所がない場合

手続き

確認書が届いた
令和6年度
住民税非課税世帯

返送が
必要です

返送期間**令和7年5月30日まで**

*期日までに返送がない場合は辞退したとみなします

【確認事項】

- ①口座番号が記載されている場合は誤りがないか
合併等による支店の変更がないか御確認ください
- ②確認欄、世帯主氏名等の記入漏れはないか
- ③通帳等写しの添付漏れはないか

世帯の中に令和6年度の住民税の
申告が済んでいない方がいる場合

支給対象の判定ができませんので申告後に
非課税であることが確認できる書類を持参し
社会福祉係までお越しください

申請が
必要です

申請期間**令和7年5月30日まで**

*申請書は窓口又は町公式ホームページ
よりダウンロードできます

【提出書類】

- ①申請・請求者本人確認書類の写し
- ②受取口座を確認できる書類の写し
- ③令和6年1月1日時点でお住まいの市町村発行
の令和6年度非課税証明書

新たにこども加算の対象となった場合

- ・対象世帯に生まれた新生児
- ・対象世帯のうち前回*のこども
加算を受給していない世帯

★前回のこども加算は、令和6年4月～10月に
児童1人につき5万円を給付しています

- ・この給付金は差押禁止等及び非課税の対象となります。
- ・振込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。不審な電話等があった場合は、お問い合わせ先又は最寄りの警察署、警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

五霞町役場 健康福祉課 社会福祉係 *旧社会福祉G
☎ 0280-84-0006 受付時間 8:30～17:15